

郷土映画「ナノハナ」の使用について

- 1 . 郷土映画「ナノハナ」を利用する場合は、別紙使用許可申請書に必要事項を記載し、使用しようとする日の 14 日前までに、下記に提出してください (FAX・メール可)。
- 2 . 当方が使用許可申請の内容を不相当であると判断した場合は許可を致しません。
使用を不許可とする場合に限り使用許可申請書の受領後 7 日以内にその旨の御返事を致します。
- 3 . 必要な場合は、郷土映画「ナノハナ」の DVD を無料にて貸出いたします。ただし、郵送料などの費用について当方は一切負担いたしません。また、使用した DVD は事業終了後 14 日以内に事務局宛に返却をお願いいたします。
- 4 . 万が一、貸出した DVD を紛失した場合は、金 1 , 0 0 0 円をいただきます。
- 5 . 本映画は営利を目的とした事業、イベントには使用できません。また、転売、複製、変更、改作することは法律で硬く禁じられています。

記

(使用許可申請書提出先)

社団法人 東大阪青年会議所 事務局
〒577-0809 東大阪市永和 2-8-28
TEL 06-6722-4000 FAX 06-6725-5336
HP アドレス <http://www.ejc.jp>

御不明な点などございましたら、上記青年会議所事務局まで御連絡ください。
(月 ~ 金曜日 10:00 ~ 16:00)